

【2024年2月21日発行】

=====

■ 人事労務マガジン／特集第218号 ■

=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 X・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 X>

- 手順1 Xアカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 2024年4月1日以降、ハローワークの求人票に詳しい記載が必要となります
2. 【再掲】「医学部等における労働法教育を考えるシンポジウム」を開催します
3. 【再掲】高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」をオンライン配信します
4. 【再掲】「労働契約等解説セミナー2023」動画公開のご案内
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

【トピック 1】 事業主の皆さまへ

2024 年 4 月 1 日以降、ハローワークの求人票に詳しい記載が必要となります

職業安定法施行規則の改正により、2024（令和 6）年 4 月 1 日以降、ハローワークに求人申し込みを行う場合は、求人票に以下 (1)～(3) の明示をお願いします。

(1) 従事すべき業務の変更の範囲

採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に変更の予定がない旨を明示してください。

将来の配置転換など、雇い入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に変更後の業務範囲を明示してください。

(2) 就業場所の変更の範囲

採用後、雇い入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「あり」とした上で、転勤範囲を明示してください。

(3) 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限）に関する明示が必要になります。

・「原則更新」の場合は「求人に関する特記事項」欄に通算契約期間または更新回数の上限を記載ください（更新上限がない場合には、その旨明示する必要はありません）。

・「条件付きで更新あり」の場合は「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載の上、通算契約期間または更新回数の上限を記載ください（更新上限がない場合には、その旨明示する必要はありません）。

今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載してください。

詳細については、以下のリーフレットをご覧ください。

■リーフレット「求人票に明示する労働条件が新たに 3 点追加されるのでご注意ください」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001188638.pdf>

【お問い合わせ】

求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

■全国のハローワーク（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

【再掲】

【トピック 2】「医学部等における労働法教育を考えるシンポジウム」を開催します

このシンポジウムでは、医師・弁護士の講師や大学教員、医学生が意見交換を行い、医師の働き方改革の趣旨等を医学生や若手医師に伝える意義、その効果的なやり方などについて考えていきます。【事前申し込み制・参加無料】

日時：3月8日(金)16:00～18:00（開場：15:30）

参加形式：対面、オンライン（Zoom ウェビナー）

会場：KFC Hall & Rooms Room101・102

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目6番1号

国際ファッションセンタービル

定員：会場 100名 オンライン 500名

申し込み：

下記 URL から申し込みページにアクセスの上、お申し込みください。

<https://roudouhou-kyouiku2023.mhlw.go.jp/contents/symposium.html>

【再掲】

【トピック 3】高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」をオンライン配信します

昨年8月～10月に開催した「労働法の教え方セミナー」について、オンラインで動画を配信しています。

このセミナーは、高校や大学等の教職員の皆さまが、生徒や学生たちに労働法を教えられるよう、そのノウハウを分かりやすく解説したものです。

セミナーは「高校の教職員等向け」と「大学の教職員等向け」の2種類があります。

【テーマ】

- ・労働法を正しく理解する～労働法教育の必要性・トラブル事例～
- ・就職活動と労働法～生徒の明るい未来のために～
- ・労働法はどう生きる～アルバイト・インターン・就職活動・職業生活～ など

【配信期間】

2月29日まで

【配信サイトはこちら】

労働法教育に関する支援対策事業

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/index.html>

【再掲】

【トピック4】「労働契約等解説セミナー2023」動画公開のご案内
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

労働契約に関する基本情報をはじめ、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、2022年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説したセミナー動画を公開しています。
学習・復習にぜひご活用ください。

・ 利用者編

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjgEEh6ZX6azwITOPq7bR>

・ 労働者編

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj7_c2SJSHIj36vTib4k6x8

【テーマ】

- ・ 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・ 無期転換ルール
- ・ 副業・兼業の促進に関するガイドライン

【詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局
ランゲート株式会社（委託先）

TEL : 075-741-7862

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

- 編集：厚生労働省
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-